

新型コロナウイルス感染症（オミクロン株） 療養解除日の考え方

【症状が有る陽性者の場合】 ※入院患者、高齢者施設入所者は除く。

発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合、療養解除となります。



※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを言います。
(症状がすべて無くなることを必要とはしません。)

※ ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

【症状が無い陽性者の場合】 ※高齢者施設入所者は除く。

陽性が確定した検体採取日から7日間経過した場合、療養解除となります。



※ 検査キット使用により6日目解除とする場合は、7日間が経過するまでは、症状がある方と同様に、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

※ 当初は無症状だったが、療養中に症状が出てきた場合は、症状が出た日を発症日とし、【症状が有る陽性者の場合】の基準に従って療養していただく必要があります。→ **保健所へご連絡願います。**